

旭川医科大学病院長補佐会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院長補佐会議規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院長補佐会議規程（平成 16 年旭医大達第 136 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織) 第3条 補佐会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 病院長 (2) 副病院長 (3) 病院長補佐 (4) 経営企画部長 (5) 事務局次長（ <u>財務・病院担当</u> ） (6) <u>その他病院長が指名した者</u> (削除) (略)	(組織) 第3条 補佐会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 病院長 (2) 副病院長 (3) 病院長補佐 (4) 経営企画部長 (5) 事務局次長（ <u>総務・教務担当</u> ） (6) <u>事務局次長（病院担当）</u> (7) <u>その他病院長が指名した者</u> (略)
(庶務) 第6条 補佐会議の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。 (略)	(庶務) 第6条 補佐会議の庶務は、 <u>経営企画課</u> において処理する。 (略)
<u>附 則</u> この規程は、 <u>令和8年4月14日から施行し、令和8年4月1日から適用</u>	

する。

【改正理由】

事務局組織の改組に伴い、所要の改正をするものである。